

系統アクセスルール

平成29年3月14日

北海道北部風力送電株式会社

1. 目的

この規程は、北海道北部風力送電株式会社（以下「当社」という。）の送変電設備（以下「道北送電線」という。）に係わる接続検討について、その具体的な業務手順を定めるものとする。

2. 適用範囲

この規程は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給を実施する際に行う接続検討に適用する。

3. 接続検討に係わる協議の申出対象者等

当社が行う振替供給は、一般送配電事業者に対する振替供給であることから、接続検討に係わる当社への協議の申出対象者は一般送配電事業者とする。

4. 接続検討に係わる申込窓口

接続検討に係わる一般送配電事業者からの協議の申出に対する窓口として、当社の振替供給を行う部門に振替供給関係情報連絡窓口（以下「連絡窓口」という。）を設置する。

5. 接続検討の実施

(1) 一般送配電事業者との協議

接続検討の実施にあたっては、一般送配電事業者と協議を行い、必要に応じて一般送配電事業者に当社からの情報提供を行う。なお、当社での接続検討の開始にあたり、連絡窓口は一般送配電事業者に以下の内容を確認する。

- ・ 接続検討を必要とする理由
- ・ 当社で検討が必要な項目、条件、留意事項
- ・ 一般送配電事業者で検討が必要な情報で、当社から提供すべきもの
- ・ 回答内容（回答項目、回答希望期日など）
- ・ その他必要な事項

(2) 社内業務実施手順

- ・ 当社は、前項の一般送配電事業者との協議を行い、必要な接続検討を実施する。
- ・ 連絡窓口は、検討結果を取りまとめ、回答期日までに、一般送配電事業者に対し回答する。
- ・ 接続検討に関する情報は、平成28年10月20日付「振替供給業務に係わる業務規程」により適正に管理されるものとする。

6. 接続工事実施に関する契約等の扱い

当社からの回答をもとに一般送配電事業者と協議した結果、道北送電線への連系に関し一般送配電事業者側又は当社側で工事が必要となった場合（以下「接続工事」という。）、その接続工事実施に伴う契約等の取扱いについては別途、一般送配電事業者と協議して決める。

7. 道北送電線に系統連系する発電事業者は、道北送電線の利用料金を負担することとする。

附則 この規程は平成29年3月14日から実施する。